

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年2月28日

水曜日

第4320号

目次

告示

- 肥料取締法第21条の規定に基づく肥料の施用上の注意等の表示命令についての一部改正 1
- 道路の区域変更 2
- 道路の供用開始 4
- 道路の区域決定

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 5
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請 6
- 物品等の売却に係る一般競争入札の実施

~~~~~

## 告示

~~~~~

富山県告示第84号

肥料取締法第21条の規定に基づく肥料の施用上の注意等の表示命令についての一部改正について

肥料取締法第21条の規定に基づく肥料の施用上の注意等の表示命令について（昭和59年富山県告示第244号）の一部を次のように改正し、平成30年2月28日から施行する。

平成30年2月28日

富山県知事 石井 隆一

表の5の項を次のように改正する

<p>5 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の(1)に定める動物由来たん白質であって、同(1)の表の第2欄に定める確認済ゼラチン等以外のものをいう。）が原料として使用された普通肥料（6に掲げるものを除く。）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。</p> </div>
---	--

（農業技術課）

富山県告示第85号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 2 月 28 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年 2 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 八尾大沢野線	富山市八尾町角間字堂ノ尻 10番13地先から 富山市八尾町角間字堂ノ尻 10番8地先まで	変更前		最大 65.3 最小 33.1	81.2	富山土木 センター
	富山市八尾町角間字堂ノ尻 10番13から 富山市八尾町角間字堂ノ尻 10番8まで	変更後		最大 68.3 最小 33.1	81.2	

県道 千里八尾線	富山市八尾町妙川寺字小和 清水 124番 1 地先から	変更前	最大 7.9 最小 4.3	253.9	富山土木 センター
	富山市八尾町福島字沼田割 481番 3 まで	変更後	最大 15.8 最小 10.3	253.9	
県道 四方新中茶屋 線	富山市北代字伊佐波5323番 4から	変更前	最大 20.6 最小 20.6	1.6	富山土木 センター
	富山市北代字伊佐波5323番 4まで	変更後	最大 21.6 最小 21.6	1.6	
県道 黒部朝日公園 線	下新川郡朝日町細野字紺屋 田 578番 9から	変更前	最大 8.2 最小 5.2	51.4	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡朝日町細野 139番 2まで	変更後	最大 11.5 最小 11.0	51.4	
県道 沓掛生地線	黒部市沓掛33番から	変更前	最大 11.6 最小 7.5	98.1	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市出島字東島20番地先 まで	変更後	最大 14.7 最小 11.3	98.1	
県道 利賀河合線	南砺市利賀村岩淵字見田地 22番 2から	変更前	最大 31.3 最小 6.8	330.1	砺波土木 センター
	南砺市利賀村北島字川東 3 番 3 まで	変更後	最大 31.3 最小 10.9	330.1	
県道 富山庄川小矢 部自転車道線	南砺市本江 562番から	変更前	最大 9.9 最小 5.9	80.1	砺波土木 センター
	南砺市本江 562番まで	変更後	最大 9.9 最小 5.9	80.1	

富山県告示第86号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月28日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年2月28日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 八尾大沢野線	富山市八尾町角間字堂ノ尻10番13から 富山市八尾町角間字堂ノ尻10番8まで	平成30年2月28日	富山土木センター
県道 四方新中茶屋線	富山市北代字伊佐波5323番4から 富山市北代字伊佐波5323番4まで	平成30年2月28日	富山土木センター
県道 黒部朝日公園線	下新川郡朝日町細野紺屋田 578番9から 下新川郡朝日町細野 139番2まで	平成30年2月28日	新川土木センター 入善土木事務所
県道 沓掛生地線	黒部市沓掛33番から 黒部市出島字東島20番地先まで	平成30年2月28日	新川土木センター 入善土木事務所
県道 富山庄川小矢部自転車道線	南砺市本江 562番から 南砺市本江 562番まで	平成30年2月28日	砺波土木センター
県道 高岡やぶなみ停車場線	高岡市羽広 361番地から 高岡市羽広一丁目 485番地先まで	平成30年2月28日	高岡土木センター

富山県告示第87号

道路の区域決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次の

とおり決定したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月28日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年2月28日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 高岡やぶなみ 停車場線	高岡市羽広 361番地から 高岡市羽広一丁目 485番地先まで	最大 12.4 最小 3.4	446.0	高岡土木 センター

~~~~~  
公 告  
~~~~~

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成30年2月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成30年2月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人じゅう

3 代表者の氏名

児玉 巧

4 主たる事務所の所在地

富山県中新川郡上市町野島4番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、乳幼児、児童、成人、障害児（者）に対して、体操をはじめとす

る各種スポーツ指導を行うことで、健康の保持増進と余暇の充実に寄与するとともに、ひきこもり・ニートに関する相談対応、就労支援事業を行うことで、青少年の自立の促進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成30年2月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成30年1月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ユウタウンプロジェクト

3 代表者の氏名

長谷川 哲

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市総曲輪三丁目9番1号

5 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して、まちなか活性化に関する事業を行い、地域の賑わい創出に寄与することを目的とする。

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成30年2月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 売却物品等の名称及び数量

- ア 暗渠清掃車 1台
- イ 暗渠清掃車 1台
- ウ 道路維持作業車 1台

(2) 売却物品等の機能、性能等

入札説明書による。

(3) 引渡期限

平成30年4月27日

(4) 引渡場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（4の(3)の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

4 入札参加申込書の提出場所等

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

平成30年2月28日から平成30年3月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝

日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札参加申込書の提出期限

平成30年3月15日 午後5時15分

5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

6 入札及び開札の日時、場所等

(1) 入札及び開札日時

ア 平成30年3月23日 午前10時30分

イ 平成30年3月23日 午前10時45分

ウ 平成30年3月23日 午前11時

(2) 入札及び開札場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)で記載すること。

11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
 - (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
 - (3) その他詳細は、入札説明書による。
-

